

## 道路（国道・県道・町道・農道等）沿線地権者の皆様へのお願い

### □道路上に樹木（枝）等が張り出していないですか？

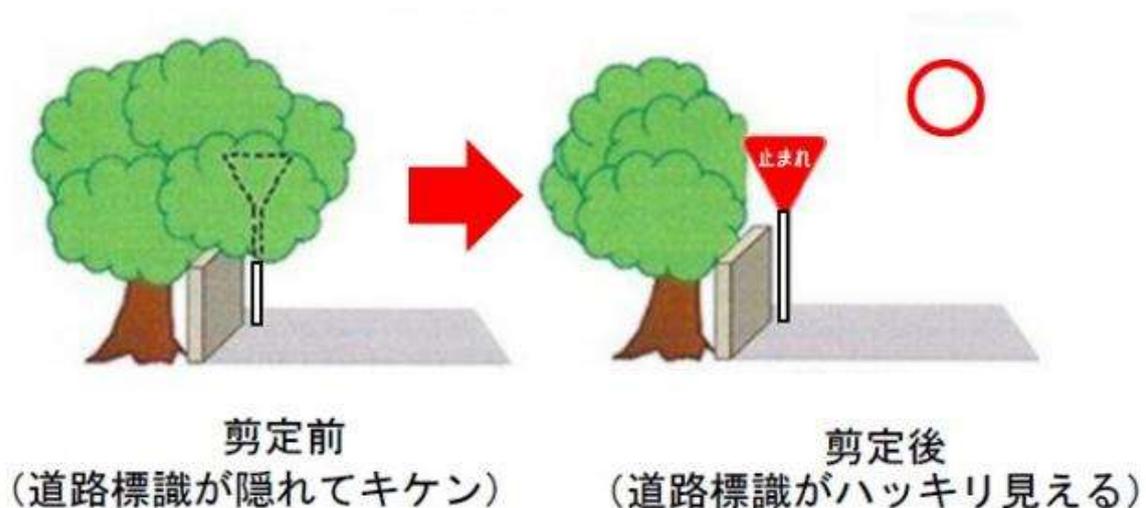
道路や歩道に樹木等が張り出していると、歩行者や自動車等の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラー等が見えなく（見えづらく）なり、交通事故を引き起こす原因となります。

私有地に生えている樹木等は土地所有者の管理物であり、道路に隣接する個人宅から張り出した庭木や生垣、山林・空き地の草木が原因（倒木、枝の落下等）で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合、土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。

事故を防止するためにも、樹木の張り出し、枯れ木、折れ枝、竹木の繁茂等により通行に障害がある（おそれがある）場合は、所有者においてご確認いただき、事前に伐採、または枝払いをお願いします。

なお、町では、風水害等の災害時やその他緊急時など道路通行に支障があると判断する場合は、止むを得ず、伐採・撤去することがあります。ご理解とご協力をお願いします。

### ◇個人所有地から道路へ張り出した樹木



### □作業における注意事項について

作業中は、通行車両・自転車・歩行者の安全確認をお願いするとともに、樹木やはしご等からの転落防止には、くれぐれもご注意ください。また、大掛かりな作業になり、町道を占用する場合は、事前に道路占用許可を受ける必要があります。

### □樹木等の伐採・剪定の範囲についてのお願い

「建築限界」として、道路・歩道・自転車道における「剪定すべき範囲」が定められていますので、ご確認下さい。(道路法構造令第12条)

◇伐採・剪定の範囲

「建築限界」



■問い合わせ先 川棚町建設課 Tel 8 2 - 5 4 1 5